○復興庁告示第四十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（大和町復興推進計画（認定番号宮城第十七号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行

二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第四十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（下郷町復興推進計画（認定番号福島第十六号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第四十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（日立市復興推進計画（認定番号茨城第六号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第四十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（下妻市復興推進計画（認定番号茨城第七号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第四十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（鹿嶋市復興推進計画（認定番号茨城第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行

二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号

○復興庁告示第四十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（鹿嶋市復興推進計画（認定番号茨城第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行

二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第四十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（鹿嶋市復興推進計画（認定番号茨城第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社筑波銀行

二　住所　茨城県土浦市中央二丁目十一番七号

○復興庁告示第四十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（阿見町復興推進計画（認定番号茨城第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　農林中央金庫

二　住所　東京都千代田区有楽町一丁目十三番二号

○復興庁告示第五十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（阿見町復興推進計画（認定番号茨城第九号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　茨城県信用農業協同組合連合会

二　住所　茨城県水戸市梅香一丁目一番四号

○総務省告示第百二十四号

平成二十三年総務省告示第五百四十二号（地方税法施行令附則第十一条第四十三項に規定する港湾を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

件名中「附則第十一条第四十三項」を「附則第十一条第三十二項」に改める。

本則中「仙台塩釜」を「仙台湾」に改める。

○総務省告示第百二十五号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十一条の九の規定に基づき、平成八年自治省告示第八十三号（地方税法施行令第五十二条の十の四に規定する研究開発を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月二日以後に取得された償却資産に対して課する平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用する。ただし、平成二十四年一月一日までに取得された償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成二十五年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

第二号中「、高機能複合化金属ガラスを用いた革新的部材技術開発、超ハイブリッド材料技術開発（ナノレベル構造制御による相反機能材料技術に係るものに限る。）」、「、次世代ロボット知能化技術開発プロジェクト」、「、ナノエレクトロニクス半導体新材料・新構造ナノ電子デバイス技術開発」、「、次世代高効率・高品質照明の基盤技術開発」及び「、高出力多波長複合レーザー加工基盤技術開発プロジェクト」を削り、「及び環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト」を「、環境・医療分野の国際研究開発・実証プロジェクト及び革新的ナノカーボン材料先導研究開発」に改める。

第三号中「、インテリジェント手術機器研究開発プロジェクト」を削る。

○総務省告示第百二十六号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関を指定したので、同条第十三項において準用する同法第三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

一　指定較正機関の名称及び住所

インターテックジャパン株式会社

神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目三番十八号

二　較正の業務を行う事務所の所在地

事務所の名称	事務所の所在地
インターテックジャパン株式会社　校正室	茨城県神栖市砂山三番地二

三　較正の業務の開始の日

平成二十五年四月一日

○消防庁告示第一号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十五年三月二十六日

消防庁長官　岡崎　浩巳

新生精機株式会社　ＡＥ―㉘―1162

東京ボード工業株式会社　Ｂ―⑬―1163

帝人フロンティア株式会社　ＡＦＥ―㉗―1164

株式会社セルフ　ＣＤ―㊱―7079

有限会社橋南かりがね屋　ＣＤ―⑱―7080

株式会社ウエットランドリー　ＣＤ―⑮―7081

有限会社クリーンライフ福島　ＣＤ―㊶―7083

有限会社新正工業　Ｅ―⑪―44188

タンデム株式会社　Ｅ―⑬―44197

有限会社市村ベビーカー　Ｅ―⑧―44198

株式会社アクセス　Ｅ―⑬―44199

有限会社インテリアアーツ　Ｅ―㉓―44200

株式会社エムアイエヌ　Ｅ―㉑―44201

株式会社柴崎内装　Ｅ―⑪―44202

有限会社井筒屋商店　Ｅ―⑮―44203

有限会社クレア　Ｅ―⑬―44204

横田ボード株式会社　Ｅ―⑩―44205

渡部　泰史　Ｅ―㊳―44206

今井　擁　Ｅ―㉑―44207

有限会社和・洋張啓　Ｅ―⑧―44208